

平成 29 年 9 月 20 日

国土交通大臣

石 井 啓 一 殿

(公社)全国不動産流通業協会連合会  
会 長 伊 藤 博



### 空き家等低額物件の媒介に係る宅建業者の負担適正化に関する要望書

空き家等の流通・有効活用を促進するため、下記事項を要望いたしますので、その実現につき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### <要望事項>

空き家等の流通を促進するため、空き家等低額物件を媒介した際の宅地建物取引業者の負担の適正化を図ること

#### <要望趣旨>

御高承のとおり、昨今、少子高齢化の進展等により、都市部・地方部を問わず空き家が増加しており、これらの有効活用・流通促進が重要な国策のひとつとなっております。

我々宅建業者はこうした問題に対処するため、日頃より様々な取り組みを行っておりますが、特に地方部の物件は、遠隔地に所在するなど、通常より現地調査等の手間がかかるにもかかわらず、物件価格が低額で報酬がともなわないため、事業として採算がとれない、ひいては空き家の媒介に二の足を踏むというケースがございます。

こうした現状を受け、本年 6 月に国土交通省の社会資本整備審議会産業分科会不動産部会でまとめていただいた「空き家対策等に係る中間とりまとめ」では、空き家等の低額物件について、一定の限度内で宅建業者の負担の適正化を図るべきとの提言が盛り込まれたところであります（社会資本整備審議会産業分科会不動産部会中間とりまとめ抜粋参照）。

6 月 5 日付の新聞では、400 万円以下の取引を対象に、現地調査等の必要経費分を売主の媒介手数料の上限に加算できる案を国土交通省において検討しているとの報道もございました。

つきましては、常日頃物件を取扱う不動産関係団体として、今後益々空き家の流通・有効活用を推進し、地域活性化に取り組んでまいりますので、上記に掲げた制度見直しを早急に進め、実現していただきますようお願い申し上げます。